

301条対中関税の変遷と現在適用中の内容

- 第1次トランプ政権下の2018年7月、1974年通商法301条に基づく対中制裁措置として、中国に対する追加関税を発動。その後、複数回にわたり対象品目の追加および関税率の変更が実施された。一方で、追加関税と併せて、品目別適用除外制度が設けられ、一部品目はその対象となっている（注1）。

これまでの301条対中関税の発動時期・規模・関税率

| 発動時期 | 対象 | 発動対象の規模（品目・対中輸入額） | 関税率 |
|-----------|--------|--------------------------------------|---------------------------|
| 2018年7月 | リスト1 | 818品目・340億ドル相当 | 25% |
| 2018年8月 | リスト2 | 279品目・160億ドル相当 | 25% |
| 2018年9月 | リスト3 | 5,745品目・2,000億ドル相当 | 10%→25% (2019年5月引き上げ) |
| 2019年9月 | リスト4A | 3,243品目・1,200億ドル相当 | 15%→7.5% (2020年2月引き下げ) |
| 2024年～26年 | 戦略分野など | 既存の354品目で段階的に引き上げ、 新規の40品目で段階的に発動 | 25%～100% |

現在の適用除外対象品目

一部の品目は、適用除外の対象となっている。
適用除外の有効期限は25年11月29日までと設定されていたが、
10月30日の首脳会談を経て26年11月10日まで延長すると発表。

**機械類、医療機器など
164品目
(対象HTSコード記載官報)**

**太陽電池製造装置
14品目
(対象HTSコード記載官報)**

(注1) 適用除外の対象品目は、これまで複数回にわたり変更されている。
(注2) 2026年3月2日時点（出所）米国公開資料など

米国通商代表部（USTR） 対中301条対象品目検索データベース

HTSコード8桁ベースで、

- 301条対中関税の対象かどうか
- （対象である場合）その追加関税率が検索できる

301条対中関税の変遷と現在適用中の内容

- バイデン前政権下の2024年の見直しで、対象品目の追加および関税率の引き上げを実施。天然黒鉛・永久磁石、重要鉱物、船舶対陸上クレーン、注射器など40品目が新たに対象に追加。また、鉄鋼・アルミ製品、EV、半導体、太陽電池、バッテリーやフェイスマスクなど戦略分野354品目の関税率が引き上げられた。

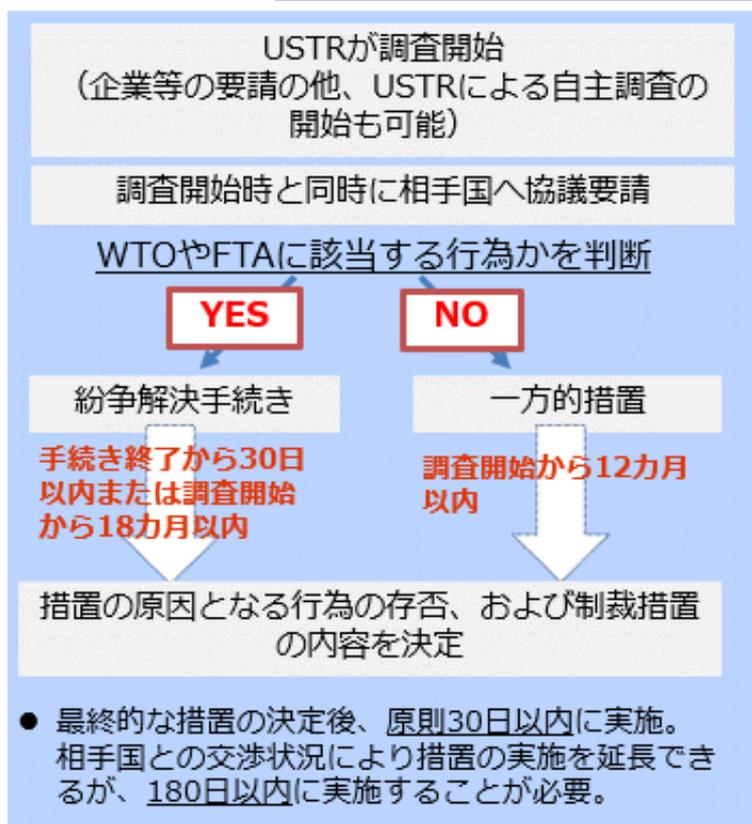
2024年の見直しによる関税引き上げ対象品目と引き上げ後の追加関税率、発動時期

| 品目 | | 見直し前 | 引き上げ第1段階 | | 引き上げ第2段階 | | 品目数 |
|-----------|------------------------|---------|----------|------------|----------|-----------|-----|
| | | 301条関税率 | 関税率 | 時期 | 関税率 | 時期 | |
| 鉄鋼・アルミニウム | | 0~7.5% | 25% | 2024年9月27日 | - | - | 321 |
| 半導体・関連製品 | | 25% | 50% | 2025年1月1日 | - | - | 18 |
| EV | | 25% | 100% | 2024年9月27日 | - | - | 8 |
| バッテリー | EV用リチウムイオンバッテリー | 7.50% | 25% | 2024年9月27日 | - | - | 1 |
| バッテリー部品 | EV用以外の | 7.50% | 25% | 2026年1月1日 | - | - | 1 |
| | リチウムイオンバッテリー | | | | | | |
| | リチウムイオンバッテリー以外のバッテリー部品 | 7.50% | 25% | 2024年9月27日 | - | - | 1 |
| 重要鉱物 | 天然黒鉛・永久磁石 | - | 25% | 2026年1月1日 | - | - | 4 |
| | タングステン | - | 25% | 2025年1月1日 | - | - | 3 |
| | その他の重要鉱物 | - | 25% | 2024年9月27日 | - | - | 26 |
| 太陽電池 | | 25% | 50% | 2024年9月27日 | - | - | 2 |
| 港湾クレーン | | - | 25% | 2024年9月27日 | - | - | 1 |
| 医療製品 | 注射器・注射針 | - | 100% | 2024年9月27日 | - | - | 2 |
| | フェイスマスク | 7.50% | 25% | 2024年9月27日 | 50% | 2026年1月1日 | 5 |
| | 医療用手袋 | 7.50% | 50% | 2025年1月1日 | 100% | 2026年1月1日 | 1 |

中国等の海事・物流・造船分野への301条措置内容

- USTRは2025年10月14日から、中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶の米国港湾への入港などに追加料金の徴収を開始したが、11月10日より1年間徴収を停止。
- 11月9日から適用された中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する100%の追加関税についても11月10日より1年間徴収を停止。

301条措置の過程と、中国製船舶等に対する料金の概要



- 中国企業が運航・所有する船舶や、中国で建造された船舶が米国港湾へ入港する際、**2025年10月14日より追加料金を徴収を開始したが、10月30日の米中合意に基づき、11月10日より1年間徴収を停止する。自動車運搬船に関しては、中国で建造された船舶に限らず、米国外で建造された全ての船舶の米国港湾への入港に際し、追加料金が課されるどころ、同様に1年間徴収を停止。**

1. **中国の船主・運航者に対する料金**
米国港への入港ごとに純トン数（NT）ベースで課金。
初年度：50ドル/NT、以降3年間で毎年増額。
 2. **中国製船舶の運航者に対する料金**
純トン数またはコンテナ数に基づく。
初年度は18ドル/NT または 120ドル/コンテナ
以降3年間で段階的に増額。
 3. **外国製自動車運搬船に対する料金**
米国製船舶の奨励のため、積載能力に応じた料金を課す。**入港料は1NTあたり46ドル。**
 4. **課金の頻度と場所**
最初の米国港でのみ課金され、1隻あたり年間最大5回まで。
- 中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する100%の追加関税についても11月10日より1年間徴収を停止。

(注) 2026年3月2日時点

(出所) [USTR公開資料](#) (措置内容の官報 (4月23日、6月12日)、[ビジネス短信](#) (4月22日)、[ビジネス短信](#) (10月14日)、[ビジネス短信](#) (11月7日))

Copyright © 2026 JETRO. All rights reserved.
ジェトロ作成。無断転載・転用を禁ず